

道路法第71条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年6月25日

京都市長 門川 大作

次の道路上にある物件は、道路法第32条第1項の規定に違反しているので、平成22年7月16日までに除却してください。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却します。

1 除却すべき物件及び所在地

種 類	場 所
木造平屋建て建物	南区久世築山町161-1地先

2 連絡先

京都市建設局土木管理部道路河川管理課

電話番号 075-222-3564

(建設局土木管理部道路河川管理課)